

# 消費税の納税義務者及び基準期間

## 税務相談

税理士

吉田 博一 先生

前回は消費税の概要について説明しました。今回は消費税の納税義務者及び基準期間について説明します。

納税義務者とは、消費税を納めなければならない個人事業者又は法人等をいい、所定の申告期限までに消費税の申告及び納税をしなければなりません。また、基準期間とは、個人事業者又は法人等が消費税の納税義務者に該当するかどうかを判定するための過去の一定期間をいいます。

### 【納税義務者】

消費税は、国内において個人事業者又は法人等が、事業として行った資産の譲渡・貸付及び役務の提供の取引、又は保税地域からの外国貨物の引取りを課税の対象としています。このうち、消費税を課さないこととされる取引以外の取引に対して消費税が課され、消費税を納税する義務が生じます。

しかし、すべての個人事業者は法人等に納税義務が生じるのでなく、一定規模以下の小規模事業者については、納税事務負担への配慮等の理由から納税義務が免除されます。

一定規模とは、課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超えるか

どうかで判定し、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の個人事業者又は法人等は、課税事業者による課税の対象とされ、納税義務が免除されます。

事業者	区分	判定	
個人事業者	国内における 資産の譲渡 資産の貸付 役務の提供等	基準期間の課税売上高が 1,000万円超 課税事業者となることを選択	課税事業者 納税義務者
法人等		基準期間の課税売上高が 1,000万円以下	免税事業者

※平成16年4月1日前に開始した課税期間については、納税義務が免除される基準期間における課税売上高は3,000万円以下でしたが、平成16年度税制改正において、1,000万円以下に引き下げられています。

### 【基準期間】

基準期間とは、個人事業者又は法人の区分に応じ、それぞれ次の通りとなります。

個人事業者  
↓その年の前々年

法人  
↓その事業年度の  
前々事業年度

（当該事業年度が1年に満たない場合には、この期間の課税売上高を1年に換算する必要があります。）

### （注意点）

設立1期目又は2期目の法人は基準期間の課税売上高がないので、原則として納税義務は免除されます。しかし、資本金1,000万円以上の法人は納税義務を免除しない特例が設けられていますので、法人設立時の資本金の額によって、当初2年間の消費税の取り扱いが大きく変わりますので注意が必要です。